

(第5条関係)

東大和市生活困窮世帯エアコン購入費補助金交付申請書

東大和市長 様

東大和市生活困窮世帯エアコン購入費補助金を次のとおり申請します。
なお、本申請に当たっては、本申請書に記載の確認事項、同意事項及び誓約事項を確認の上、同意及び誓約します。

令和 年 月 日

申請者氏名

申請者住所	〒 ー			
(設置先住所)	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ その他 ()			
フリガナ 申請者氏名		生年 月日	年 月 日	
電話番号		住宅 状況	自家・借家	
過去の助成の有無	東大和市で過去に同事業の補助金を受けたこと (ある・ない)			
※代理受領制度 (購入資金を事前に準備することが困難な申請者の購入を促進するため、申請者に代わって協力事業者 (販売事業者等) が市の補助金を受け取ることのできる制度) の活用を (希望する・希望しない)				
世帯構成 (「世帯主」及び「同居している世帯員」)				
	氏名	氏名 (カナ)	続柄	生年月日
世帯主	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
世帯員	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
世帯員				
世帯員				
世帯員				
世帯員				

確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額は、エアコン本体費用、配送費、設置・工事費、撤去費の総額で10万円とし、上限を超えた分は自己負担となること。なお、エアコン購入に係る見積作成料、延長保証料及び電池等消耗品費は含まないこと。 ・補助対象となるエアコンは、東大和市が交付決定をした後に購入・設置されたものであること。また、壁または窓枠に固定して設置する新品のエアコンであること。
同意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容及び添付書類の内容に虚偽が判明した場合には、助成金の返還に速やかに応じること。 ・東大和市長が、令和8年度東大和市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定等に必要な範囲で、東大和市が保有する税務情報等の情報を利用すること。 ・上記を除く、令和8年度東大和市低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業補助金交付要綱第12条に該当すると市が判断した場合は、補助金の交付決定の全部または一部が取り消されること。また、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分が既に交付されている場合は、その金額を返還すること。
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所は申請者の居住する住宅であり、事業の用に供するものでないこと。 ・設置場所が賃貸物件の場合は、本補助金の申請前に所有者または管理会社からエアコンの設置に係る工事及びその付帯工事の実施について承諾を得ること。 ・本事業の目的に反した使用等（当該エアコンの譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること）しないこと。

※この申請書とは別に、世帯全員分の令和7年度非課税証明書の提出が必要となります。